

役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会(以下「法人」という)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて「役員等」という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 交通費は、別途実費相当分を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、別表1に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程に準じて支給)とする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会、監事監査又は評議員会への出席、法人・施設運営のための業務の都度支給する。同一開催日の場合は、1日分の支給とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 常勤理事が出張する場合は、別に定める出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 非常勤役員等が出張する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月10日より施行する。

【別表1】(常勤理事の報酬)

役職に応じた一人当たりの上限額

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 240,000 円以内
業務執行理事	月額 160,000 円以内
理事	月額 80,000 円以内

【別表2】(非常勤役員の報酬)

(1) 理事

業 務 内 容	報 酬 の 額
理事会等会議への出席	日額 25,000 円
法人・施設業務のための出勤	半日(4時間まで) 10,000 円

(2) 監事

業 務 内 容	報 酬 の 額
監事監査他会議への出席	日額 25,000 円
法人・施設業務のための出勤	半日(4時間まで) 10,000 円

【別表3】(評議員の報酬)

業 務 内 容	報 酬 の 額
評議員会への出席	日額 25,000 円
法人・施設業務のための出勤	半日(4時間まで) 10,000 円